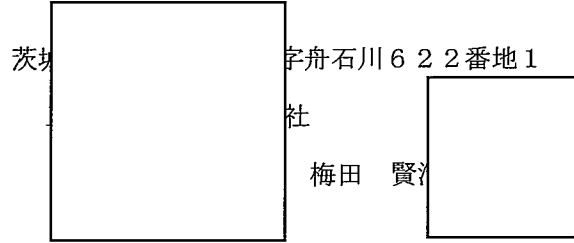


三原燃 第21-0330号  
令和3年8月17日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和2年8月5日付け原規規発第2008051号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川6 2 2 番地 1  
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和 2 年 8 月 5 日  
認可番号 原規規発第 2 0 0 8 0 5 1 号

4. 変更の内容

- (1) 検査の方法に係る判定基準について、添付 1 に示すとおりとする。
- (2) 添付図面において、添付 2 に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準を明確にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (2) 本変更の理由は、弁名称を適正な表記とするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

# 添付 1

既設部分の検査の方法に関わる申請内容を明確化するため。  
 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-2-1 工場機械検査工場原料倉庫地下ピットの検査の方法

検査の項目		検査の方法	
図4-1-1 原料倉庫地下ピットの検査 検査①	材料	材料の材質、強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。	材料の材質、強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。
	分組	材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。 材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。	材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。 材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。
品質マネジメントシステムに係る検査		品質マネジメントシステムに係る検査 品質マネジメントシステムに係る検査 品質マネジメントシステムに係る検査	

286

表1-2-1 工場機械検査工場原料倉庫地下ピットの検査の方法

検査の項目		検査の方法	
図4-1-1 原料倉庫地下ピットの検査 検査①	材料	材料の材質、強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。	材料の材質、強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。 コンクリートの強度を記録し、写真により確認する。
	分組	材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。 材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。	材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。 材料倉庫地下ピット内には劣化及び変形がないことを目視により確認する。
品質マネジメントシステムに係る検査		品質マネジメントシステムに係る検査 品質マネジメントシステムに係る検査 品質マネジメントシステムに係る検査	

286

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



## 添付 2

弁名称を適正化するため。  
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

No.	安全機能を有する施設名称 *12	数
(1)	蒸気鍋	4
(3)	シリンダ通気防止インターロック	-
(4)	シリンダ圧力高インターロック	-
(5)	1気調えい圧本防止(電流遮断)インターロック	-

( )内は、荷重計算の単位名称を示す  
( )内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

\*1: URシリンダは開口部がない構造であり、  
釜水は浸入しない  
\*2: 耐腐食性材料 ( )  
\*3: 第1種圧力容器としての耐圧計算上の必要肉厚  mm以上  
\*4: 第1種圧力容器としての耐圧計算上の必要肉厚  mm以上  
\*5: 配管 耐腐食性材料 ( )  
\*6: 配管 耐腐食性材料 ( )  
\*7: 配管断面積  mm<sup>2</sup> (  mm相当) 以下

\*8: インターロックの基数については、インターロック系統図(図イ制-1,2,3)参照  
\*9: 温度計(耐温度抵抗体)

\*10: 圧力計(隔膜式)  
\*11: 電導度計(隔膜導計)  
\*12: (6)地盤インターロックは図イ制-2参照  
(7)シリンダ取外しインターロックは図イ系-1及び 図イ制-5参照

☒☒: 追加ベースプレート ( )  
☒☒☒: ウランが滞留する部分  
←: 申請機器の配管系統

名	UR蒸発・加水分解設備	工材料
番	蒸発器 (1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B	図イ制-1(1/4)
番	図イ制-1(1/4)	工材料
番	図イ制-1(1/4)	転換工費

単位: mm

372

No.	安全機能を有する施設名称 *12	数
(1)	蒸気鍋	4
(3)	シリンダ通気防止インターロック	-
(4)	シリンダ圧力高インターロック	-
(5)	1気調えい圧本防止(電流遮断)インターロック	-

( )内は、荷重計算の単位名称を示す  
( )内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

\*1: URシリンダは開口部がない構造であり、  
釜水は浸入しない  
\*2: 耐腐食性材料 ( )  
\*3: 第1種圧力容器としての耐圧計算上の必要肉厚  mm以上  
\*4: 第1種圧力容器としての耐圧計算上の必要肉厚  mm以上  
\*5: 配管 耐腐食性材料 ( )  
\*6: 配管 耐腐食性材料 ( )  
\*7: 配管断面積  mm<sup>2</sup> (  mm相当) 以下

\*8: インターロックの基数については、インターロック系統図(図イ制-1,2,3)参照  
\*9: 温度計(耐温度抵抗体)

\*10: 圧力計(隔膜式)  
\*11: 電導度計(隔膜導計)  
\*12: (6)地盤インターロックは図イ制-2参照  
(7)シリンダ取外しインターロックは図イ系-1及び 図イ制-5参照

☒☒: 追加ベースプレート ( )  
☒☒☒: ウランが滞留する部分  
←: 申請機器の配管系統

名	UR蒸発・加水分解設備	工材料
番	蒸発器 (1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B	図イ制-1(1/4)
番	図イ制-1(1/4)	工材料
番	図イ制-1(1/4)	転換工費

単位: mm

372

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。